

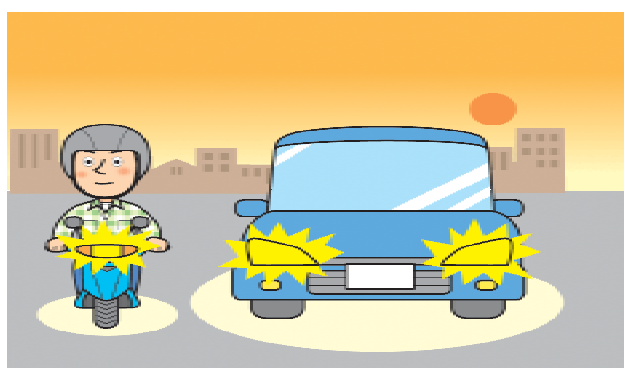
# 平成22年 年末の交通安全県民運動実施要綱

実施期間 12月15日(水)から12月31日(金)までの17日間

目的 この運動は、県民一人ひとりが、自らの交通安全に関する意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの実践に努めることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

スローガン 「安全は 自ら うちから 地域から」

- 運動の重点
- 1 高齢者の交通事故防止
  - 2 夕暮れから夜間の交通事故防止
  - 3 飲酒運転の根絶
  - 4 各市町交通安全対策協議会等が決定する事項



## 統一主要行事

行事名	実施日	内容
初日街頭指導・広報の日	12月15日 (水)	本運動の開始を広報するとともに、街頭における交通指導を行い、期間中行われる各種活動の取組意識を高める。
飲酒運転根絶推進の日	12月17日 (金)	県民に対し、飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故の悲惨さを訴えて意識改革を進めるとともに、「飲酒運転をさせない」環境づくりを推進し、飲酒運転根絶気運の醸成を図る。
夕暮れから夜間の交通事故ゼロを目指す日	12月20日 (月)	県内の主要幹線道路、生活道路等において、夕暮れから夜間の街頭指導・広報・啓発活動を強化し、「交通事故ゼロ」及び年末へ向けての継続した交通安全意識の高揚を呼びかける。

# 《運動の重点》

## 1 高齢者の交通事故防止

- (1) 高齢者の運動・運転能力等の理解に基づく安全行動と保護活動の徹底
  - ア 高齢者自身による身体機能の変化の的確な認識に基づく安全行動の実践
  - イ 街頭での高齢歩行者・電動車いす利用者・高齢自転車利用者に対する交通安全指導、保護・誘導活動の促進
  - ウ 70歳以上の運転者について高齢運転者標識の使用促進と、高齢運転者マークを表示している自動車に対する思いやりのある運転の実践
  - エ 高齢運転者等専用駐車区間制度が導入されたことの周知徹底
- (2) 参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進による交通ルール・マナーの理解向上と安全行動の実践
- (3) いたわりゾーン等を中心とする高齢者の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進及び思いやりパッシング運動の推進



## 2 夕暮れから夜間の交通事故防止

- (1) 夕暮れから夜間の交通事故防止
  - ア 歩行者は明るい服装と反射材着用、車も早めのライトオンとハイビームの活用（トワイライト作戦の推進）
  - イ 夕暮れから夜間の歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進
  - ウ 街頭での歩行者に対する交通安全指導、保護・誘導活動の促進
- (2) 自転車の安全利用の推進
  - ア LED、自動点灯ライトや反射材等を備えた安全性の高い自転車の利用促進と定期的な点検の励行の呼びかけ
  - イ 参加・体験・実践型の交通教室等により、自転車運転時の二人乗り、傘差し運転及び携帯電話・ヘッドホン等を使用した運転の危険性を自覚させる活動の推進
  - ウ 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用と幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進
  - エ 自転車利用中の加害事故や受傷事故の発生に備えた保険への加入に向けた活動の推進

## 3 飲酒運転の根絶

- (1) 各機関・団体共通
  - ア 飲酒運転にかかる危険性・悪質性の認識、「二日酔い」での飲酒運転など、具体的な知識を伝える交通安全教育の実施や飲酒運転根絶気運の醸成
  - イ 道路交通法改正後の周知状況を確認し、継続的な「飲酒運転の根絶」の広報・啓発の実施
  - ウ アルコールチェッカー等を活用した飲酒運転の未然防止
  - エ 各種機会を捉えた飲酒運転根絶の呼びかけ
- (2) 企業・飲食店関係
  - ア ポスター等各種広報媒体を活用した、飲酒運転をさせない環境づくりの促進
  - イ 運転者への酒類提供禁止の徹底



飲酒運転禁止

## 4 各市町交通安全対策協議会等が決定する事項

各市町における交通事故発生状況等の特徴を踏まえた、地域の実態に即した具体的な諸対策の実施